

遊佐町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (22年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 21年度の人件費率
平成 22年度	人 15,874	千円 7,084,077	千円 583,148	千円 1,171,155	% 16.5	% 16.0

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

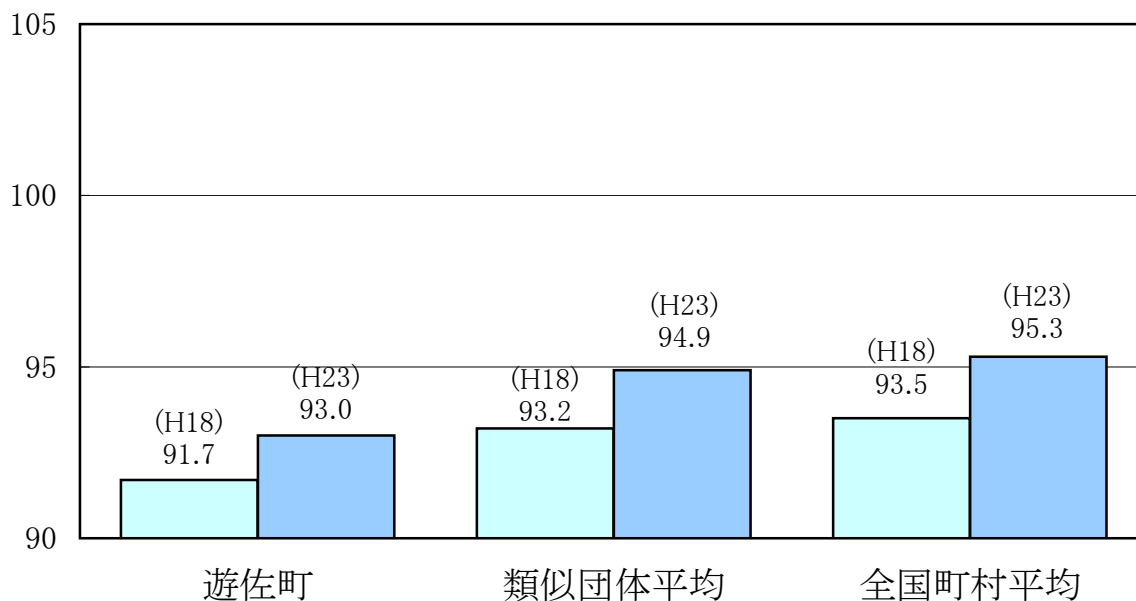
区分	職員数 A	給与				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成 22年度	人 137	千円 497,013	千円 46,503	千円 172,878	千円 716,394	千円 5,229	千円 5,555

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、22年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

平成18年度～平成21年度まで昇給号給数を抑制

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

2 一般行政職給料表の状況（平成23年4月1日現在）

(単位：円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号給の 給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600
最高号給の 給料月額	243,700	309,200	356,400	390,100	402,500	424,600

(注) 給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成23年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
遊佐町	41.4 歳	303,100 円	345,600 円	319,100 円
山形県	44.0 歳	349,400 円	431,600 円	376,400 円
国	42.3 歳	327,205 円	—	397,723 円
類似団体	43.3 歳	320,558 円	369,308 円	343,187 円

②技能労務職

区 分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
遊佐町	45.1 歳	21 人	308,100円	326,700円	316,100円	—	—	—	—
うち調理師	42.6 歳	10 人	285,700円	299,700円	289,600円	調理師	40.3 歳	217,500円	1.38
うち用務員	45.6 歳	8 人	318,400円	342,400円	331,500円	用務員	53.8 歳	209,700円	1.63
その他 (保育園調理師)	51.9 歳	3 人	355,200円	375,600円	363,400円	調理師	40.3 歳	217,500円	1.73
山形県	43.9 歳	551 人	322,000円	368,800円	343,100円	—	—	—	—
国	49.5 歳	3,689 人	283,862円	—	321,662円	—	—	—	—
類似団体	49.4 歳	13 人	281,771円	302,826円	291,506円	—	—	—	—

(注) 1 「平均給料月額」とは、23年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

区 分	参考		
	年収ベースの(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
遊佐町	—	—	—
うち調理師	4,764,500円	2,957,200円	1.61
うち用務員	5,406,800円	2,943,200円	1.84
その他 (保育園調理師)	5,780,100円	2,957,200円	1.95

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成20～22年の3ヶ年平均)
 ※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
 ※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(2) 職員の初任給の状況（平成23年4月1日現在）

区 分	遊佐町	山形県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	137,200 円	135,600 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成23年4月1日現在）

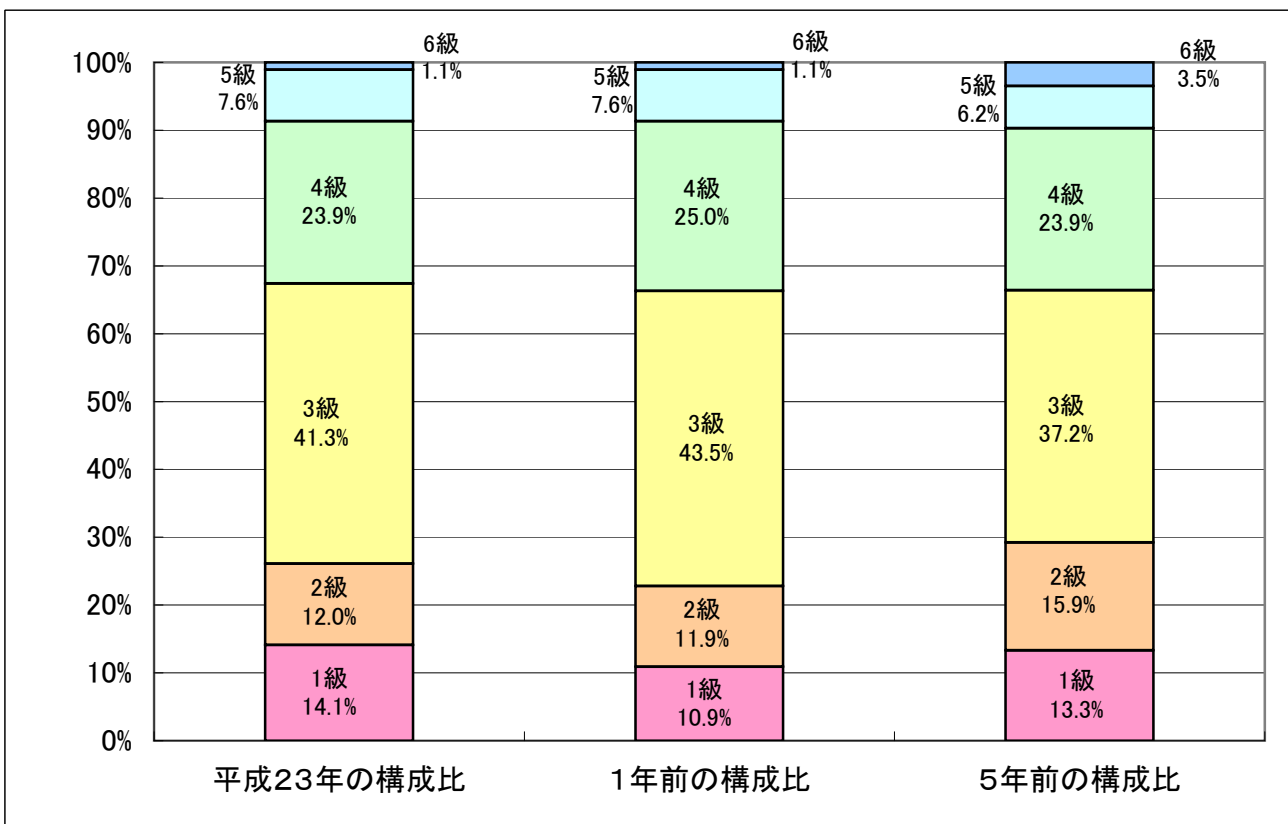
区 分		経験年数10年以上15年未満	経験年数15年以上20年未満	経験年数20年以上25年未満
一般行政職	大 学 卒	269,100 円	313,100 円	342,900 円
	高 校 卒	— 円	285,300 円	311,800 円
技能労務職	高 校 卒	220,100 円	259,600 円	— 円

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成23年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事・主事補	13 人	14.1 %
2 級	主事	11 人	12.0 %
3 級	係長・主査・主任	38 人	41.3 %
4 級	課長補佐・係長・主査	22 人	23.9 %
5 級	課長・課長補佐	7 人	7.6 %
6 級	課長	1 人	1.1 %

- (注) 1 遊佐町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

・毎年1月1日現在において、各職員の前1年間の勤務成績を判定し、昇給の号給数を決定している。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

遊佐町		山形県		国	
1人当たり平均支給額(22年度) 1,249 千円		1人当たり平均支給額(22年度) 1,535 千円		—	
(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.40)月分 勤勉手当 1.20 月分 (0.60)月分		(21年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.40)月分 勤勉手当 1.20 月分 (0.60)月分		(21年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	
(加算措置の状況) 役職加算 5%~15%		(加算措置の状況) 役職加算 5%~20% 管理職加算 15%~25%		(加算措置の状況) 役職加算 5%~20% 管理職加算 10%~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

・基準日前6ヶ月間において懲戒処分を受けた職員については、成績率に差を設けて手当額を決定している。

(2) 退職手当（平成23年4月1日現在）

遊佐町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特別措置(2~20%)加算 自己都合 定年・勸奨			その他の加算措置 定年前早期退職特別措置(2~20%)加算		
1人当たり平均支給額 7,544 千円 24,739 千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、22年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（平成23年4月1日現在）

制度なし

(4) 特殊勤務手当（平成23年4月1日現在）

制度なし

(5) 時間外勤務手当

支給実績(22年度決算)	18,435 千円
職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	121 千円
支給実績(21年度決算)	17,841 千円
職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	115 千円

(6) その他の手当 (平成23年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (22年度決算)
扶養手当	<p>扶養親族を有する職員の生計費の補てんを目的とする手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者13,000円、配偶者以外6,500円(配偶者がいない場合1人目については11,000円) ・扶養親族たる子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子につき5,000円加算(月額) 	同じ		17,507 千円	221,603 円
住居手当	<p>借家又は借間に居住し、一定額を超える家賃を支払っている職員に対して支給される手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・借家:家賃に応じた額(27,000円限度) 	同じ		3,314 千円	194,941 円
通勤手当	<p>通勤のため交通機関等を利用し、又は自動車等を使用する職員に対して通勤費の一部を補てんするために支給される手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通機関利用者:運賃等相当額(1箇月当たり最高55,000円) ・交通用具使用者:通勤距離区分に応じた定額(2,500円～19,200円) 	異なる	【国の制度】 ・交通用具使用者の手当額(2,000円～24,500円)	8,262 千円	70,019 円
管理職手当	<p>管理職又は監督の地位にある職員に対して、その職務の特殊性に基づき支給される手当</p> <ul style="list-style-type: none"> 6級管理職 33,100円 5級管理職 31,600円 	異なる	【国の制度】 一種から五種の区分に応じて支給 46,300円～139,300円	2,184 千円	242,667 円
夜間勤務手当	<p>正規の勤務時間として深夜に勤務した職員に対して支給される手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1時間当たりの単価×100分の25×勤務時間数 	同じ		— 千円	— 円
単身赴任手当	<p>公署を異にする異動等により転居し、配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員に対して支給される手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎額(23,000円)+距離区分に応じた加算額(最高45,000円) 	同じ		— 千円	— 円
管理職員特別勤務手当	<p>管理職員が臨時又は緊急の必要等により勤務を要しない日又は休日に勤務した場合に支給される手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1回につき4,000円(6時間を超える場合には6,000円) 	異なる	【国の制度】 ・1回につき最高12,000円	178 千円	22,250 円

災害派遣手当	災害緊急対策又は災害復旧のため、災害基本法により国の行政機関あるいは他の地方公共団体から派遣された職員に対して支給される手当 ・滞在日数等に応じた定額(日額・最高4,000円円)	—		— 千円	— 円
寒冷地手当	寒冷地に在勤する職員の生計費が、寒冷積雪のため暖房用燃料費等の面で著しく増嵩するために、設けられた手当 ・支給対象地域に在勤する職員の世帯区分に応じた定額	同じ		— 千円	— 円

6 特別職の報酬等の状況（平成23年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等
給 料	町 長	588,000 円	(793,000 円)	(参考)類似団体における最高/最低額		
	副 町 長	510,000 円		798,000 円 / 319,000 円	650,000 円 / 378,000 円	
報 酬	議 長	293,000 円	(618,000 円)	340,000 円 / 230,000 円		
	副 議 長	238,000 円		280,000 円 / 180,000 円		
	議 員	215,000 円		258,000 円 / 157,000 円		
期 末 手 当	町 長	(22年度支給割合)				
	副 町 長	2.850 月分				
退 職 手 当	議 長	(22年度支給割合)				
	副 議 長	2.850 月分				
備 考	町 長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)				
	副 町 長	給料月額×56.7/100×在職月数	1,600 万円	任期毎		
		給料月額×33.1/100×在職月数	810 万円	任期毎		
備 考		現任期に限り退職手当の支給率を、町長は0/100、副町長は26.5/100としている				

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

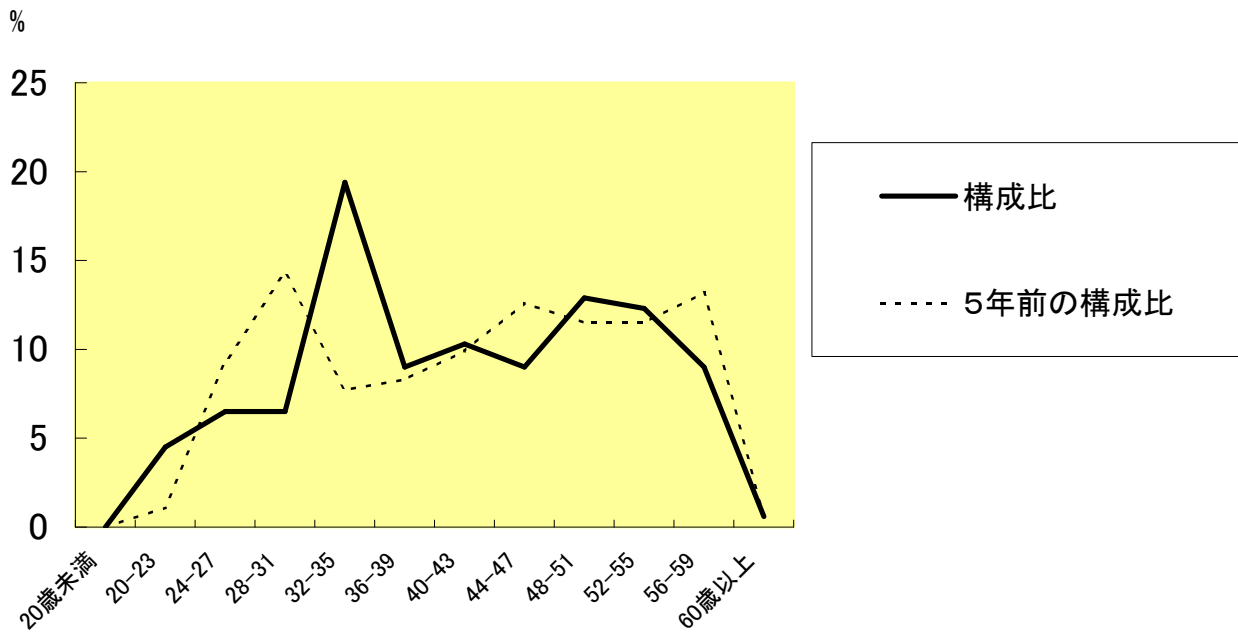
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
部 門		平成22年	平成23年		
普 通 会 計 部 門	議 会	2	2	0	
	一 般 行 政 部 門	32	30	△ 2	事務体制見直しによる減
	税 務	11	12	1	事務体制見直しによる増
	農 林 水 産	12	12	0	
	商 工	3	3	0	
	土 木	6	6	0	
	民 生	27	26	△ 1	事務体制見直しによる減
	衛 生	12	12	0	
計		105	103	△ 2	<参考> 人口1万人当たり職員数 64.89 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 70.71 人)
教 育 部 門		33	35	2	事務体制見直しによる増
小 計		138	138	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 86.93 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 89.18 人)
公 営 企 業 計 等 部 門	水 道	3	3	0	
	下 水 道	4	4	0	
	そ の 他	10	10	0	
	小 計		17	17	0
合 計		155 [181]	155 [181]	0 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 97.64 人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成23年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	7人	10人	10人	30人	14人	16人	14人	20人	19人	14人	1人	155人

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部門別 \ 年度	18年	19年	20年	21年	22年	23年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	118	110	104	107	105	103	△ 15 (△ 12.7%)
教育	45	43	37	33	33	35	△ 10 (△ 22.2%)
普通会計計	163	153	141	140	138	138	△ 25 (△ 15.3%)
公営企業等会計計	19	17	20	18	17	17	△ 2 (△ 10.5%)
総合計	182	170	161	158	155	155	△ 27 (△ 14.8%)

（注）1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数